

公益財団法人日本体育協会 役員等旅費規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、会務のため出張旅行する公益財団法人日本体育協会（以下、本会という）役員等に支給する旅費に関し基準を定め、会務の円滑な運営に資するものとする。

2. 前項に規定する役員等の区分を次の通りとする。

(1) 定款第25条に定める理事、監事

(2) 定款第16条に定める評議員

(3) 前号以外の者及びこれらに準ずる本会外の者

3. 役員等に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除きこの規程による。

(出張依頼)

第2条 出張のための旅行は、必ず次の区分による出張依頼によって行うものとする。

(1) 前条第2項第1号・2号に定める者に対する出張依頼は、会長

(2) 前条第2項第3号に定める者に対する出張依頼は、専務理事又は会長が指名する常務理事

2. 前項に規定する出張依頼は、事前に口頭で行う。

(旅費の支給)

第3条 役員等（前条第1項第2号に掲げる本会外の者を含む。以下この規程中において同じ。）が出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当、宿泊料、食費、滞在雑費及び旅行雑費とする。

2. 鉄道賃は、鉄道旅行の路程に応じて旅客運賃等により支給する。

3. 船賃は、水路旅行の路程に応じて旅客運賃等により支給する。

4. 航空賃は、航空旅行の路程に応じて旅客運賃により支給する。

5. 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行の路程に応じ、通常の場合の実費により支給することができる。

6. 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7. 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、実費により支給する。

8. 食費は、旅行中の朝食、昼食、夕食の回数に応じ、支給することができる。

9. 滞在費は、外国へのお出張時に、1日当りの定額により支給することができる。

10. 旅行雑費は、外国への出張に際して必要な雑費について、実費により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅行の日数)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

2. 旅行中における年度の経過又は職務の変更等があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によつて計算する。

(旅費の支給・精算)

第7条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。

2. 前渡資金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は旅行命令の変更による旅費の追求若しくは返納を必要とする者は、用件終了後2週間以内又は用件の属する月末日までに旅費の精算をしなければならない。

(旅費の区分)

第8条 旅費を区分して、国内旅行の旅費及び外国旅行の旅費とする。

2. 国内旅行は、本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島を含む。以下同じ。）における旅行をいう。

3. 外国旅行は、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第 2 章 国内旅行の旅費

(国内旅行)

第9条 旅行に要する費用とし、交通費実費を支給する。また、往復200km以上の地域にあっては、旅行に要する旅費として交通費実費と日当を支給する。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、旅客運賃及び本条各号の料金等による。

2. 急行料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。

3. 普通急行列車又は特別急行列車（新幹線を含む）を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は、それぞれ急行料金、特急料金（新幹線特急料金）を支給することが

できる。

4. 次に該当する場合は、特別車両料金（グリーン料金）を支給する。

(1) 第1条第2項第1号及び第2号の役員が、特別車両料金を徴する客車を連行する線路により旅行する場合

(2) 第1条第2項第3号の者が、次のいずれかにより旅行する場合

イ. 普通急行を利用して片道200km以上のとき。ただし、特別急行の利用が可能な線路で片道300km未満のときを除く。

ロ. 特別急行を利用して片道300km以上のとき。ただし、新幹線の利用が可能な線路で片道500km未満のときを除く。

ハ. 新幹線を利用して片道500km以上のとき。

(船 賃)

第11条 船賃は、現に利用に要する運賃による。

(航空賃)

第12条 航空賃は、緊急用務又は会務のため必要があると認められる場合にそれぞれ現に支払う旅客運賃による。

(車 賃)

第13条 車賃は、実費を支給することができる。

(日 当)

第14条 日当は、旅行日数に応じて、別表第1の定額による。ただし、各種事業における謝金支給対象者には支給しない。

なお、定款第19条及び第31条に定める額を限度額とする。

(宿泊料)

第15条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じて別表第1の金額を上限とし、その実費を支払う。

2. 宿泊料を要しない場合は、日当のみを支給する。

3. 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、その宿泊料を支給する。

(旅費の支払)

第16条 前条までの規定による各種運賃等の支払において、その一部又は全部を出張者本人に支給することなく、本会において直接旅行代理店等に支払うことができる。

第 3 章 外国旅行の旅費

(外国旅行)

第 17 条 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、滞在雑費及び旅行雑費とする。

(鉄道賃)

第 18 条 鉄道賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(船 賃)

第 19 条 船賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(航空賃)

第 20 条 航空賃は、次の各号に規定する運賃による。

(1) 運賃の等級を 2 階級以上に区分する航空路による旅行の場合においては、次に規定する運賃による。

イ. 第 1 条第 2 項第 1 号に定める者については、上級の運賃

ロ. 第 1 条第 2 項第 2 号、第 3 号に定める者については、次の級の運賃

(2) 運賃の等級別の設けてない航空路による旅行の場合においては、現に航空機の利用に要する運賃。

(車 賃)

第 21 条 車賃は、現に要した実費による。

(日当及び宿泊料)

第 22 条 日当は、旅行先の地域区分により旅行中の日数又は夜数に応じて、別表第 2 に掲げる定額による。

2. 宿泊料は、旅行先の地域区分により旅行中の日数又は夜数に応じて、別表第 2 の金額を上限とし、その実費を支払う。

3. 第 15 条第 3 項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

(滞在雑費)

第 23 条 滞在雑費は、用務先滞在中における交通費及び渉外費に当てるため、出張者の用務及び身分に応じて、1 日当りの定額をもって支給することができる。

2. 滞在雑費として、現地交通費を支給する場合においては、第 21 条の規定による車賃は、支給しない。

3. 滞在雑費の支給額については、出張者の用務及び資格に応じて専務理事又は常務理事

がこれを定める。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費は、予防接種料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、旅行小切手手数料及び出入国税、その他これに類する雑費について、実費額を支給することができる。ただし、旅行先における慣習によるホテルのボーイ又はポーターの心付については、この限りではない。

(旅費の支払)

第25条 前条までの規定による各種運賃及び旅費雑費の支払いにおいて、その一部又は全部を出張者本人に支給することなく、本会において直接旅行代理店等に支払うことができる。

第 4 章 旅費の調整

(旅費の調整)

第26条 会長は、旅行目的の性質上又は出張先の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

第27条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し、必要な事項は会長が定める。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は、昭和44年8月6日から施行する。
2. この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
3. この規程は、昭和48年6月6日から施行する。
4. この規程は、昭和51年5月14日から施行する。
5. この規程は、昭和54年6月25日から施行する。
6. この規程は、昭和56年7月1日から施行する。
7. この規程は、昭和59年7月1日から施行する。
8. この規程は、平成2年5月1日から施行する。
9. この規程は、平成3年4月1日から施行する。
10. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
11. この規程は、平成8年4月1日から施行する。

12. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
13. この規程は、平成21年7月1日から施行する。
14. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

- ・第20条に定める役員の外国旅行における航空賃の額については、当分の間上級運賃の適用を行わないこととする。